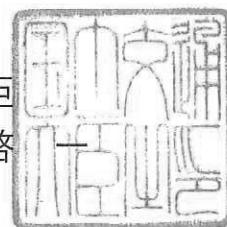




国都總第 954号
平成27年12月15日

社会資本整備審議会
会長 三村明夫 殿

國土交通大臣
石井 啓



諮詢

下記の事項について、御意見を承りたい。

記

都市農業振興基本計画（案）について

以上

【諮問事項】

都市農業振興基本計画（案）について

【諮問の趣旨】

都市農業振興基本法は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年4月22日に公布・施行された。

都市農業振興基本法において「政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならない」（法第9条第1項）と規定されるとともに、「農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成しなければならない」（法第9条第3項）、「基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない」（法第9条第5項）と規定されている。

現在、国土交通省と農林水産省において年内の取りまとめを目指し、基本計画素案等の検討を進めていることから、法第9条第5項に基づき、都市農業振興基本計画の素案について、社会資本整備審議会へ諮問を行うものである。

以 上

【参考条文】

都市農業振興基本法（抜粋）

第9条第1項 政府は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市農業振興基本計画を定めなければならない。

第3項 農林水産大臣及び国土交通大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

第4項 農林水産大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第5項 農林水産大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、食料・農業・農村政策審議会及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、都市農業を営む者、都市住民等の多様な主体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

国社整審第71号
平成27年12月21日

都市計画・歴史的風土分科会

分科会長 浅見 泰司 殿

社会资本整備審議会

会長 三村 明夫

都市農業振興基本計画（案）について（付託）

平成27年12月15日付け国都総第954号により当審議会に意見を求められた都市農業振興基本計画（案）については、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、都市計画・歴史的風土分科会に付託します。



社整審(都)第 9 号
平成 28 年 1 月 4 日

都市計画部会
会長 中井 檜裕 殿

都市計画・歴史的風土分科会
会長 浅見 泰



都市農業振興基本計画（案）について（付託）

平成 27 年 12 月 21 日付国社整審第 7-1 号により当分科会に付託された「都市農業振興基本計画（案）について」は、社会資本整備審議会運営規則第 9 条第 2 項の規定により、当分科会都市計画部会に付託します。



社整審(都)第10号
平成28年 1月 4日

新たな時代の都市マネジメント小委員会
委員長 浅見 泰司 殿

都市計画部会

会長 中井 檢裕



都市農業振興基本計画（案）について（付託）

平成28年1月4日付社整審(都)第9号により当部会に付託された「都市農業振興基本計画（案）について」は、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則第1条の規定により、都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会新たな時代の都市マネジメント小委員会に付託します。